

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.129 頒価 300 円

2013 年 6 月 30 日発行
フォーラム 90 実行委員会
〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付
TEL: 03-3585-2331
FAX: 03-3585-2330
振替口座: 郵便振替 00180-1-80456
加入者名: フォーラム 90

主要目次

2 人はなぜ執行されたか 安田好弘 2 頁
抗議集会集会決議 5 頁
テキサスから死刑が減ったワケ
高田章子・小川原優之・石塚伸一 6 頁

2012 年の死刑判決と死刑執行 アムネスティ・インターナショナル報告書より 13 頁
インフォメーション 15 頁
再審無罪となった元死刑囚が国民年金を受給できる特例法成立 16 頁

谷垣禎一法相による 連続する死刑執行を止めよう

4 月 26 日、自民党安倍政権・谷垣法務大臣は、2 月 21 日に続いて 2 度目の死刑執行を行った。2 カ月という短期間での相次ぐ執行は、あたかも死刑のベルトコンベアが回り始めたかのようだ。

執行された濱崎勝次さん (64)、宮城吉英さん (56) の 2 人は、暴力団の元組長、元組員で、ファミリーレストランで抗争相手の組長 2 名を射殺したという事件である。とりわけ濱崎さんは死刑判決確定からまだ 1 年 4 カ月しか経っていない。

「一般市民を巻き添えにする危険性のあった凶悪な事件だ」と判決は言うが、「暴力団」なら殺されていいのか？ 殺していいのか？ 暴力団対策法「改正」などが進められてきた中での今回の執行の問題を考えながら、連続する執行に歯止めをかけたいと「死刑のベルトコンベアを止めよう 死刑執行に抗議する院内集会」を 5 月 14 日 18 時から衆議院第二議員会館第一会議室で行った。

集会は安田好弘弁護士今回の執行についての講演のあと、亀井静香死刑廃止を推進する議員連盟会長、福島瑞穂議連副会長、山田正彦元農林水産大臣の挨拶があり、続いて作家の宮崎学さんが以下のように話された。

最近やくざへの厳罰傾向が進んでいる。きちんとした証拠で裁くのではなく、やくざであれば組織としての上下関係がはっきりしているから共犯関係があると有罪になる。とりわけ恐喝事件などでは被害者と加害者が微妙な関係にあり、常に被害者側が真っ白とは限らない。今回の事件では主犯格の拳銃を渡した人間が自殺しているが、マスコミはそこに何かがあるのではないかと調べようとはしない。やくざにも基本的人権はあるという言葉は、今の刑事司法の現場では空論に過ぎない。昨年 12 月施行の改正暴対法の問題も含めてやくざと言えども出来る司法のあり方を考えてほしいと問題提起された。

続いてアムネスティ・インターナショナル日本の若林秀樹事務局長が内閣府意識調査の問題点についてわかりやすく説明された。

執行当日は記者会見と議員会館前、法務省前で抗議行動、集会の日には参加者一同で抗議文を採択し、谷垣事務所に届けた。主催はフォーラム 90 の他、死刑廃止を推進する議員連盟、アムネスティ・インターナショナル日本、監獄人権センター、「死刑を止めよう」宗教者ネット、「死刑に異議あり！」キャンペーン。集会の全容は死刑廃止チャンネルを見てほしい。(F)

極限芸術死刑囚の表現 劇的会期延長 7 月 21 日まで

広島県福山市鞆の津ミュージアムで開催されてる大道寺幸子基金 8 年分のはほぼ全点展示の死刑囚の絵画展がメディアやネット上で評判を呼び、多数の人が詰めかけている。都築響一、北川フラム、田口ランディ、茂木健一郎のトークショーも満員だった。1 カ月延長となったので、まだご覧になってない方はぜひ鞆の津へ。

◎午前 10 時～午後 5 時 休館日＝月曜日 (祝祭日は開館し、翌日休館)

◎鞆の津ミュージアム＝広島県福山市鞆町鞆 271-1 電話 084-970-5380 (福山駅からバスで 30 分)

◎一般 500 円、小学生以下・障がいのある方 無料

◎協力・死刑廃止のための大道寺幸子基金

2人はなぜ執行されたか

安田好弘

今回の執行については4月25日あるいは26日に執行があるのではないかと言われていました。20日を過ぎた頃からは、とりわけ24、25、26日は緊張してその日を過ごしたわけです。

26日当日は朝9時半に第一報が入りました。いつもより少し早く入ったわけです。10時15分になって2人の人が東京で執行されたということが分かり、全貌が分かりました。今日の資料に執行された宮城吉英さんと濱崎勝次さんの簡単な裁判の経過が書いてあります。いつもであれば、この人はどういう人で何を訴えていたか、弁護人や支援の人がこの人とどういう付き合いをしていたかということをご細かに情報としてみなさんに提供出来たわけですが、実は大変恥ずかしい話ですが、私たち自身、このお二人に関する情報が全くありません。もっとも、弁護人と接触することが出来まして、その方から聞いたことをご紹介しますと思います。

2005年4月25日、千葉県市原市のファミリーレストランのなかで敵対する暴力団組員二名を射殺したということで宮城さんと濱崎さんが殺人および銃刀法違反で、死刑判決を受けた訳です。そして執行されました。

二人の死刑判決について一番最初に気がつくのは、4月25日に事件が起きて宮城さんはそのわずか6、7カ月後の12月12日に一審の死刑判決が出ます。普通、逮捕されて約1カ月で起訴となり、それから2カ月で第1回公判があり、その後証拠調べが始まり、結審し、1カ月半くらいして判決となる。とするとおそらく審理された期間というのは3カ月くらいですね。わずか3カ月で死刑判決という結果が出てしまうというのが宮城さんの

4月26日に死刑を執行された方

宮城吉英さん (56歳) 東京拘置所
市原ファミレス2人射殺事件 (05.4.25)
2005.12.12 千葉地裁 (金谷暁)
2006.10. 5 東京高裁 (池田修)
2009. 6.15 最高裁 (今井功)

濱崎勝次さん (64歳) 東京拘置所
市原ファミレス2人射殺事件 (05.4.25)
2007.10.26 千葉地裁 (古田浩)
2008. 9.26 東京高裁 (安広文夫)
2011.12.12 最高裁 (横田尤孝)

ケースだったと思うんです。

そして高裁の判決はその10カ月後に出ている。地裁の判決が出てから控訴理由書を出すのですが、それまで2カ月か3カ月期間かかります。それから1カ月半くらいして審理が始まるわけです。ここでも3カ月か4カ月くらいしか審理が行われていない。一審と二審で、いったいどれくらいの期間、審理がなされたのか大いに疑問です。

一方で濱崎さんのケースです。判決は宮城さんより2年遅く出ています。だから濱崎さんが2年間裁判を受けていたかというとはそうではない。濱崎さんが逮捕されたのは2007年の5月なんです。つまり濱崎さんは逃げていて逮捕が2年遅れた。だから判決が2年遅れただけで、実際に裁判が開かれたのは結局4、5カ月にしか過ぎない。ですから審理も2、3カ月で終わっている。

こういうわずかな期間の審理で、本当に正しい判断が出せるのだろうか。もちろん死刑判決に正しいということはないんでしょうけど、少なくとも事実について十分な吟味がなされたか、被告人の言い分を十分に聞いたかどうか、疑問と言わざるを得ないわけです。憲法が保障する弁護を受ける権利がこの二人に保証されたかどうか、もういっぺん私も真剣に検証してみる必要があるのではないかと思うわけです。

とくに弁護人の方にお聞きしますと、新聞報道では被害者の二人は土木作業員、建設業と書かれていますが、実はそうではなくて、対立する組の組員だったということです。宮城さんが相手方の組員に対して起こした傷害事件の示談をめぐって組と組との間で対立が生じて、いつ出入りがあったもおかしくない緊張状態にあった。そういう状態のところで、宮城さんと濱崎さんがファミレスに呼び出されて行ったところ、外にも中にも多数の敵の組員がいて、このままでは拉致されるかもしれないということで拳銃を発射した。ファミレスの中と外で合計8発を発射して7発があたり、結局二人を殺害したということなんですね。

私たち弁護士の常識では、暴力団組員同士でのいわゆる殺し合いは一般の市民の殺し合いより極めて刑は軽いと言われてきたわけです。なぜか。それは単純でして、お互い同士命を張ってるんだから殺されたからといって文句言うんじゃないよ、という感じの、裁判所の暴力団に対する見方が今まであったわけです。ですから、このケースも過去のケースからすれば死刑になる確率は大変低かったらと思うんですけど、実はここに大変なロジックが使われてる訳です。どういうことを言ってるかというと、一般市民が出入りするファミリーレストランの中で、誰にあたってかまわない、一般市民の命を犠牲にしてもかまわないと

いう、極めて社会的に危険な行動を彼らはとった、それ故に罪は重い、だから死刑だという訳です。つまり彼らの取った行動が社会にとって危険、それ故に死刑という結論を出したという訳です。被害者二人を殺害したことではないのです。これは奇しくも同じことを谷垣法務大臣は死刑執行後の記者会見で言っています。しかしじっくり事実を見ていけば、彼らは呼び出されたわけですから逆だった訳ですね。

それからさらに二人は三人と共謀したことになっています。その三人目の人は組長でして、その組長が拳銃2丁を用意した。つまり組長は主犯格だったわけです。ところがこの組長は逮捕される前に自殺してしまいます。その組長が自殺したということを知らされないまま宮城さんは取り調べられる。当然、供述の中では自分が主犯格、現場にいた濱崎さんも主犯格ということで、物語が作られていくわけです。二審と三審を担当された弁護人の話ですと、もし捜査段階で弁護人がついておれば、あるいは一審の段階で国選弁護人でなくもっと熱意のある弁護人がついていればこんな虚偽の自白もなかったでしょうし、あるいは作られた危険、作られた凶悪さというのもなかっただろうとのことです。

今日の執行は、日本の刑事司法が、本当に、死刑を宣告するに足りるほどの権利保障をしているかどうかの検証の切っ掛けになるものではないかと私は思っているわけです。

その弁護人の方にお聞きしますと、宮城さんの遺骨は沖縄のお兄さんが受け取られ、濱崎さんについては千葉のある人が遺骨を受け取られたということだそうです。

私たちはこのお二人の人となりを知る機会はない訳ですけど、この人たちがこんなわずかな期間で死刑判決が確定していく。とりわけ、濱崎さんは、確定して1年4カ月しか経過していません。今まで、確定してから執行まで4～7年という時間でした。彼らは、この従来からの慣行も放棄したわけです。刑事訴訟法が規定する確定してから6カ月以内の執行に少しでも近づけようというわけです。

そして宮城さんについては途中から、弁護人の方がおっしゃった言葉としては、腹をくくって

て、早く死刑にしてくれと言いつけていたとのことです。この腹をくくるといことはなにを意味しているのか。日本の刑事司法では自分の言いたいことは言えない。真相が明らかにならないという絶望以外のなにものでもなかっただろうと私は思っています。

死刑執行を止めるにはそれに向けて大きな圧力をかけていかなければなりません。死刑執行がされてから抗議するのも必要ですけど、死刑執行する前に大きな圧力をかけるべきではないだろうか。それで私どもは福知山まで出掛けて地元で集会を開いて地元の事務所に要請に行ったんですけど、そのあとすぐに第1回の執行をされてしまってなんの力にもなりませんでした。

情けないんですが、外圧もお願いせざるを得ない。在日のEU（ヨーロッパ連合）の大使の人たちに法務大臣に直接会っていただいて、次の執行を止めてくれと実際に申し入れてもらいたい、それを大きく報道し、皆に伝わるような態勢を作りたい。それも一つだと思うんです。

もう一つは、もちろん死刑廃止、執行停止になればいいのですが、なかなかそうはならない。そのためには少しでも死刑が少なくなるように力を注いでいただきたい。スーパーデュープロセスという考え方は、一般の懲役刑と違って、命を奪うという絶対的な刑罰を宣告する訳ですから、それに見合うだけの刑事的な保証がなければならぬ。慎重でなければならぬし、公平でなければならぬし、そして厳格でなければならぬ。いやしくも、過誤があってはならない。そのことが、死刑の場合は貫かれていなければならない。この原則が実現していくことによって少しずつ死刑が減っていくだろうと私は思うんです。とりわけ多くの人が死刑廃止に疑問を持っていらっしゃるし、不安を持っていらっしゃる。しかしそういう人たちの中には、死刑は慎重でなければならぬ、ましてや誤判などあってはならないと思っていられっしゃる方もたくさんいらっしゃると思うんです。そう言う人たちと心を通わせて、一つ一つのデュープロセスを実現していったら貫えればと思っ

カンパのお願い

フォーラム90の活動は賛同人のみなさんのカンパで成り立っています。

振込の有無に関わらず毎回、ニュース発送時に機械的に郵便振替用紙を封入しております。振込んだばかりなのにまた振替用紙が入っていると不快に思われる方がおられるかもしれませんが、4000部近く発送しており、専従不在の市民団体の限界としてお許し下さい。また郵便振込用紙の受け取りを領収証に替えさせていただいていることもご了解下さいようお願い申し上げます。

20年前のフォーラム90発足時に、廃止をもじってカンパを814円としてはおりますが、みなさまのお気持ちを振り込んで頂けたらと思います。よろしくようお願い申し上げます。(フォーラム90)

死刑のベルトコンベアを止めよう

死刑執行に抗議する院内集会

集会決議

4月26日、谷垣禎一法務大臣は、濱崎勝次さん、宮城吉英さんに対して死刑執行を行った。

この死刑執行は、昨年12月の安倍政権発足から二度目となるものであり、2月21日の一度目の執行からわずか2か月の間隔でなされたものである。今回執行された2名は、2005年発生の暴力団抗争事件の共犯関係にあり、宮城さんは2009年6月に最高裁で死刑判決が確定、濱崎さんに至っては1年4か月前の2011年12月に確定したばかりであった。

谷垣法務大臣は、執行直後の臨時会見で「きちんと事実関係を精査した」と述べたというが、死刑の執行にあたっては慎重にも慎重な検討が必要なのであって、谷垣法務大臣の拙速な判断は厳しく非難されなければならない。

また、谷垣法務大臣は同じ席で、今回執行された2人の事件について「組織の体面を守るという暴力団特有の発想に基づき、一般市民を巻き添えにする危険性のある場所で拳銃を発射し、被害者2名の尊い人命を奪ったという極めて凶悪かつ残忍な事案」と述べたともいう。

拙速な判断の背景に、「暴力団なら死刑執行をしても構わない」という判断があったのではないかと私たちは考える。

この間、全国の都道府県において「暴力団排除条例」の制定が進められており、暴力団員を社会から徹底的に排除しようという機運が警察等によって醸成されつつある。

果たして、暴力団なら何をしてもよいのか、暴力団なら殺してしまってもいいのか。否、そうではないはずである。

日本国憲法14条の平等条項を引用するまでもなく、暴力団の構成員であるだけで差別的な取扱いが許されるわけがない。いわんや、生命を奪う死刑の執行での差別的な取扱いなどもってのほかというしかない。

しかしながら法務省は、こうした社会の暴力団への忌避感をも利用し、選別的に暴力団構成員の死刑執行を行ったといえる。

また、2006年9月に発足した第一次安倍政権では、1年たらずの間に当時の長勢甚遠法務大臣によって3次にわたり10名もの死刑執行が行われたが、第二次安倍政権のもとで大量死刑執行時代の再来

が懸念される。

この長勢法務大臣の後任で約2か月の間隔で死刑執行を行った鳩山邦夫法務大臣は、「法務大臣が絡まなくても自動的に執行が進むような方法を考えたかどうか」と、ベルトコンベア式の死刑執行が望ましいとの考え方を述べたが、自公政権によって再びこの「死刑のベルトコンベア」が回転させられ始めようとしている。

死刑をめぐる国際的な趨勢は、死刑制度廃止、死刑執行停止である。

制度上の廃止国と事実上の廃止国は昨年末で140か国にのぼり、昨年死刑執行を行った国はわずか21か国にすぎない。死刑存置国においても、死刑執行は控えられる傾向にある。世界最大の死刑執行国である中国では、近年、死刑適用犯罪を減少させ、アメリカ合衆国では死刑を廃止する州が増加している。

谷垣法務大臣は就任時会見で「死刑は内政問題」という独自の考えを表明したが、国連総会の死刑執行停止決議の圧倒的多数による採択に見られるように、普遍的な人権にかかわる死刑制度が国際的な関心事であることはいまや世界の常識である。にもかかわらず日本政府は、国連はじめ国際社会の死刑廃止、死刑執行停止の声に耳をふさぎ続けている。

日本政府および法務省は、死刑廃止の国際世論に真摯に向き合い、死刑が恥ずべき誤った刑罰であることを認め、ただちに死刑執行を停止すべきである。

私たちはいかなる死刑判決、死刑執行も認められないという立場から、4月26日の死刑執行に強く抗議するとともに、谷垣法務大臣によるみたびの死刑執行を絶対に許さない。国際社会の動向に真っ向から反するかつての自公政権の大量かつ連続した死刑執行の再現を認めるわけにはいかない。

谷垣法務大臣はじめ日本政府・法務省は、死刑制度に異を唱える国際社会をはじめ多くの人々の声に真摯に耳を傾け、死刑執行を即時に停止すべきである。

谷垣禎一法務大臣による死刑執行に強く抗議する。

2013年5月14日

死刑のベルトコンベアを止めよう

死刑執行に抗議する院内集会 参加者一同

テキサスから死刑が減ったワケ

高田章子・小川原優之・石塚伸一

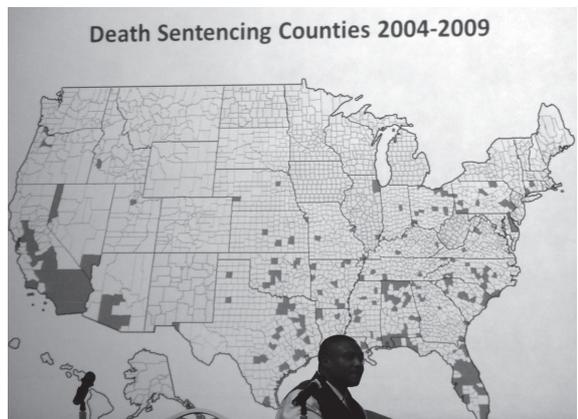
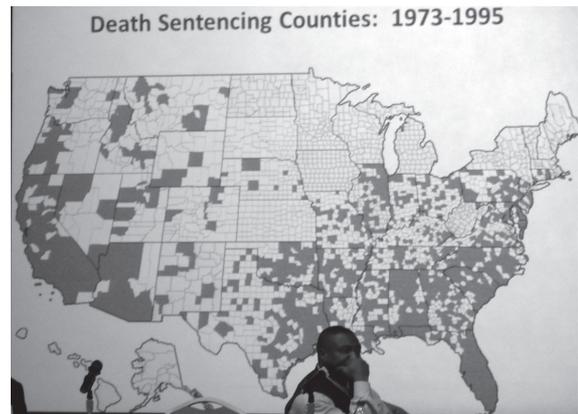
4月13日、日本大学法学部三崎町キャンパス10号館にて「報告集会 テキサスから死刑が減ったワケ」を開催。まずテキサス現地調査団の団長、杉浦正健元法務大臣の開会の挨拶で開幕した。氏は私がサインしなかったのも、敬虔な仏教徒のおばあちゃんからハエも蚊も殺しちゃいかんよ、魚も無駄に殺すなよと小さい頃に言われた、それが心の中に残っていたということがある、仏陀の教えは、自分の行いを糾しなさい、そして自分で喜びを見出すようにしなさいと言っている、仏陀の教えのしみ込んだ日本社会から死刑制度が消えないのか不思議に思っています、と語られた。つづいて船山泰範日本大学教授から、希望がなければ刑罰とは言えない、死刑も終身刑も一気に止めるべきではないかとの提起があった。そのあとに続くのが、ここに掲載した3名のテキサス訪問団の報告である。最後は加毛修日弁連死刑廃止検討委員会委員長から終わりの言葉があり閉幕した。意義深い集会だった。

テキサスの廃止運動に学ぶ

フォーラム90・高田章子

みなさん、こんにちは。死刑廃止フォーラムの高田と申します。今日の主催団体のメンバーの一人です。今回のテキサス視察は、弁護士会の企画だったのですが、深い事情と浅いわけがございまして、わたくしは弁護士でもなく学者でもなく、新聞記者でもないのに、同行させていただきました。とはいうものの、英語もできないし法律も分からないというなかで、ほぼ理解不能な状態で1週間ついていったというのが実情でございます。今日は、撮ってきた写真と、かき集めてきた資料を、帰ってきてから英語のできる仲間に訳してもらって、あたかも理解したような顔をして、ご報告したいと思います。

1日目の視察先が「TCADP (Texas Coalition to Abolish the Death Penalty) テキサス死刑廃止連盟」という市民運動体の年次総会でした。テキサス各地から約100名の仲間が集まって、年に一度行われている会だそうです。TCADPは、1976年に設立された、本部がワシントンにある「全米死刑廃止連盟 (NCADP)」という大きな市民運動体の支部組織です。テキサスをはじめ各州に支部があり、死刑廃止に向けた活動をしている市民団体です。この「全米死刑廃止連盟」というのは、死刑の全面廃止を目的とした唯一の全国的な団体であり、死刑の代替刑として終身刑を提案し、運動しています。アメリカ版「フォーラム90」と言いたいところですが、私たちのように死刑廃止を望む市民が緩やかにつながりながら活動しているのではなく、もっとしっかりとした組織でした。財政的な基盤ができていて、各州に支部を置き、その支部には運動を指導する人達が本部から派遣されているという、非常にきちんと組織立って活動している運動体でした。参加しているメンバーは弁護士や教師、牧師、カウンセラーなど職業は様々で、専門職ばかりではなく、私たちと同じ



〔図1〕色の濃い部分が死刑判決を出した郡。上が1973～1995年、下は2004～2009年

普通の市民の方がほとんどで、地域で死刑廃止運動をやりながら、年に一度総会の時に集まって分科会で意見交換をしたり、情報交換をしたり、運動のためのレクチャーを受けたりということをやっている総会でした。

入手してきた資料の中で、一つだけ非常にわかりやすい図をご紹介したいのですが、1973年から1995年の間にこれだけの郡で死刑判決があったわけですが、下を見ていただくと実際2009年までの間ではこんなに少なくなっているわけです(図1)。日本はアメリカも死刑存置国の仲間としていますが、実際アメリカは確実に死刑判決も執行も縮小傾向にある、ということがこの図を見れば一目瞭然かと思えます。

そして総会は、とにかく総じて明るい総会でした。

参加していて楽しくなる、前向きになるような雰囲気は本当に学びたいと実感して帰ってきました。活動報告をしたり、元死刑囚の方がお話をしたり、学者さんによる報告など、先ほどご紹介した図などを使って分かりやすくデータを見せながら発表されていました。参加者の方は、会場でバイキングのランチを取りながら丸一日かけて総会をやっているんですね。いろんな食べ物が沢山出ていて、ポーッとしていたら食べ物が全く無くなってしまって、おいしかったかどうかは定かではないのですが(笑)。総会の一日はそんな感じで、アメリカらしい明るく、活力を感じるものでした。

それから非常に興味深かったのが、死刑廃止に貢献した人の表彰です。死刑存置論/廃止論にかかわらず、“今年一年、あなたは死刑廃止のためによく頑張ってくれました”と総会で表彰するんです。この死刑廃止連盟は、ある程度社会的に認められた団体になっているので、ここに表彰されるということは、例えば存置論者にとっても、人権意識が高いと評価されたという誇らしい表彰になっているようです。私たちも、フォーラム90に評価されるのはちょっとうれしいこと、と思ってもらえるような団体になっていかなければならないのではと考えさせられました。「変わった人達がやっている運動」ではなくて、やはり社会的に認められるスタンスをとりながら活動し、発言をしていくということは、死刑制度に少しでも関心を持つサイレントマジョリティーを増やしていくことにつながっていくのではないかと思うからです。

もう一つ面白かったのが当たりくじつき当日パンフレットです。総会の最後に抽選をするのですが、集会に参加すると、ちょっとワクワク感もあるというのもいいものだなと思ひまして、今日は早速みなさんのお手元の資料にナンバリングをしてみました。私がキサスで買ってきたお土産が豪華賞品です。どうぞ最後までご参加いただき、抽選を楽しみにしててください。

分科会で面白かった点をいくつかポイントだけご紹介したいと思います。TCADPでは議員オルグに力を入れていまして、この詳細は今日の資料の「advocacy (アドボカシー)」をご参照ください。私たちも死刑廃止法案を通すためには議員を説得していかなければならないわけですから、日米問わず、議員オルグは共通の課題だと思います。このノウハウを参考に、私たちもより積極的に活動に取り入れていけたらと思います。

また、死刑廃止を広めるためにどうすればいいかという分科会も開かれており、いくつか印象に残っている点をご紹介します。一つは、「死刑廃止を広めるためには、こちらが言いたいことを言うのではなくて、相手がそれを聞いてどう受け止めるかを考えながら話をしなさい」ということです。この点も、私たちは学ばなければならないところだとつくづく思いました。そして、「活動家用語を使うな」ということをしきりに言っていました。私たちフォー

ラム90も運動のリーダー的な方々が団塊の世代であることが起因しているのかいないのか、つつい「仲間を増やそう」と言わずに、「オルグする」なんて言ってしまいがちです。つまりは、「Changing the Conversation」ということです。これは、私にとっては非常に大きな学ぶ点で、これから私たちの運動する姿勢も、理解されないと嘆くばかりではなく、時代に合わせて変わっていくとする努力をし続けることが大切なのではないかとあらためて考えさせられました。

なぜテキサスへ行ったのか

日本弁護士連合会死刑廃止検討委員会事務局長・小川原優之

1、テキサス訪問の意義

いまご紹介頂いた日本弁護士連合会の死刑廃止検討委員会の事務局長をしております、小川原といいます。今回、大阪弁護士会のほうから最初にこの調査をやりたいという話があり、日弁連としてもぜひ一緒に参加してやりましょうということで企画を立てました。2月22日から3月1日までの日程で、参加者は21名でした。

日本弁護士連合会では死刑廃止検討委員会があるだけではなく、全国の各単位会に死刑問題を検討する委員会・プロジェクトチームを作ってくれということも求めています。それはやはり今後、各地から国会議員が選ばれてくるなか、議員に働きかけるにあたって、各地の弁護士会というのはそれなりに繋がりもありうるわけだし、いろいろな形で議員に働きかけたり、各地でシンポジウムを行ってもらいたい。そのためには東京の日本弁護士連合会だけでは足りないのだから、各地でとにかく委員会を作り取り組んでほしいのだということを言っているわけです。それと合わせて、死刑が執行される都度、各地の単位会でも抗議声明を出してほしい。これによって弁護士自身の意識も変わってくるだろうということをお願いしています。大阪弁護士会にも死刑廃止プロジェクトチームがあり、そこが今回、この終身刑の問題を検討したいという企画を持ってきたわけです。

今回の調査の特徴は、参加者にも現れています。従来の日弁連の調査はどちらかというと閉鎖的だったような気がします。自分たちだけで考える分にはいいですが、本当に死刑を廃止するか停止すると考えたら、弁護士会だけではどうにもならない。いろんな方に加わっていただいで一緒に検討していく。特に今回、杉浦正健元法務大臣にもご参加いただきました。死刑の問題を検討するにあたっては、法務省や現在の政権与党の自民党とも話をしなければならぬ。そのためには、いろいろ話せる場が必要なわけだし、杉浦先生に教わる場所は多いわけです。また、研究者の皆さん、ジャーナリス

トの皆さん、朝日新聞の論説委員の方にも加わっていただいたことも今回の調査の特徴であったと思います。前回の韓国調査のときも、共同通信の方や毎日新聞の方、テレビ関係の方の取材を受ける等、できる限りオープンにしてきました。また今回特筆すべきなのは、死刑廃止フォーラムの高田章子さんにご参加いただいたことです。

2、終身刑導入で死刑が減ったのか？

終身刑を巡っては様々な立場・意見があります。「死刑が駄目なのは当たり前だが、終身刑だってもちろん駄目なんだ」というご意見の方が日弁連の中にも大勢いらっしゃいます。他方、いま弁護士の中には、元裁判官、元検察官がおられ、「死刑は絶対必要だ」という方、被害者支援にすごく力を入れている方もおられるわけです。しかしやはり「死刑のない社会が望ましい」ということが日弁連の人権大会の宣言のなかで確認されたわけです。「死刑のない社会について全社会的な議論をやりましょう、呼びかけましょう」というのが今の日弁連の立場です。

そして、「死刑のない社会を実現していきましょう」と言ったときに、やはりどうしても死刑に替わる最高刑を検討せざるを得なくなっているわけです。中には、「そんなもの考える必要はない。死刑は廃止するだけでいいんだ。その次に何が来るかということまで弁護士が考える必要はないんだ」ということをおっしゃる方もいる。しかし実際、「死刑のない社会」を考えていくにあたっては、やはり死刑に替わる最高刑は何なんだ、具体的にどういうことがありうるのかということを検討しておかないと、法務省のなかでお話するにしても、国会議員と話をするにしても、なかなか現実的な話にならないというのが実際です。私も多くの国会議員の方とお話をしましたが、「じゃあどうするんだ」と、すぐ言われます。やはり、終身刑を考えざるを得ない。しかも、そこでは「死刑を廃止した後に終身刑はどうだろう」とか、「死刑と終身刑、それに通常の無期刑もあったらどうか」という議論をする前に、現実的にどういうふうになっているんだということをお互いに知らないことには、抽象的な議論ばかりしていても現実的にならないんだというのが今の日弁連です。

ここにテーマが記載されています。死刑が多いアメリカの特にテキサス州。そこに2005年に仮釈放のない終身刑が導入され、その後死刑の言渡しや執行が減少しているという報告がなされています。ただ、そこには様々な見解があります。死刑が減ったのはなにもテキサス州だけではなくアメリカ全体での話です。「イノセンス・プロジェクト」やDNA鑑定を導入で、冤罪がどんどん明らかになってきている。そういうことによってアメリカ全土で死刑判決や言渡しが減少にむかっているのであって、なにも仮釈放のない終身刑を導入したから死刑が減ったのだ、とは言えないんじゃないか、という見方をす

る方もいらっしゃるわけです。単純に終身刑を導入したから死刑が減ったのかどうなのか。そういうことだけではなくて、まず導入前と導入後の実態をみてこよう、ということでテキサスに行くことになったわけです。

3、死刑廃止連盟の総会に参加して

まず死刑廃止連盟の総会へ出席しました。初めは英語で訳が分からないし、出たってしょうがないんじゃないかという意見もありましたが、実際に出てみると、たいへん有益でした。「こういう雰囲気の中なかでやっているんだ」と。たいへんオープンで食事が出ますから、食べながらにぎやかな雰囲気で行われていました。また元軍人だった方など保守的な感じの方が表彰されたりと、幅広さを感じました。

高田さんの紹介された資料のなかに、議員をどう説得するかという分科会のものもありました。私もその分科会に出たのですが、アドバイスがものすごく具体的なんです。言葉遣いや「すぐ“死刑廃止”と言ってはいけない」とか。州議会の議員にどうアポを取ればいいのかという話をしていました。

そして25日には、エディー・ルーシオ・ジュニアさんという州議会上院議員に面会し、苦労話をお聞きしてきました。翌日はロー・ウィルソンさんをはじめ、死刑を求めてきた人たちからお話をお聞きしました。これも非常に新鮮な経験でした。さらに翌日には刑務所墓地に行きました。この場所には死刑の執行を受けた人たちだけではなく、病気で年齢で亡くなられた方もおられるのですが、本当に沢山の墓石が並んでいるんです。こういうことも含めて重く考えなくてはならないと感じました。また翌日は刑務所博物館に行ったのですが、「私が80何人執行しました」という方が館長になっていて、我々を案内してくれるわけです。たいへんごつぱらな方でしたが。翌日27日が終身刑の方が12人いらっしゃるウィン刑務所というところでした。この27日は実は死刑の執行が予定されている日でした。アメリカではあらかじめ、死刑をいつ執行するかということが明らかになっています。日本では2月21日に死刑が執行されましたが、その日にアメリカでも死刑が執行されており、また27日にも執行が予定されていました。結局この時は4回目の延期になり執行はされませんでした。その人の弁護人の方にリアルなお話をお聞きすることができました。

まず、エディー・ルーシオ・ジュニア議員から、終身刑導入については2005年に成立するまで6年かかったという話を聞きました。1999年当初は、「死刑と終身刑」ではなくて通常の無期懲役を含めた3つの刑の案を出していたそうです。アメリカは当然陪審制ですから、「死刑と通常の無期刑のあいだに選択肢を増やす」ということを言って提出された。しかしそれでは通らなかった。特に、被害者遺族や陪審員は、凶悪な犯罪者が再び社会に戻ることがないという保証が必要なのだということでした。非常

に厳しい考え方です。

この前段の話がありまして、仮釈放の期間が2年3年の間にどんどん延びていっているんですね。15年では許されないと言われ20年になり、30年になり、40年になり、と法改正がなされているんです。基本的には自分が言渡された時の法律に従って仮釈放期間が決まるため、同じ刑務所の中にも10年、15年で出られる人もいれば、40年出られない人もいます。恩赦という問題もありますが、恩赦なんかやっぱり許されないうですよね。出願はあるんですけど、そういうなかで、再び社会に戻ることがないという保証が必要なんだと。それがないと被害者遺族や陪審員が同意しない、という背景があったようです。

さらに上院議員が言っていたのは、「終身刑が導入されたとしても刑務所の安全が脅かされることはない」ということも強調されていた点です。これは日本でも言われる受刑者処遇が困難だという点です。先ほど船山泰範先生からお話がありましたが、終身刑は「希望のない刑罰」だということです。希望のない刑罰は人道的に問題だというだけではなく、受刑者処遇が非常に難しいといわれています。私が刑務所の矯正局の方にお話を聞いたときには、「刑務所を運営する側にとっても嫌なんです」と。まず、言うことを聞かない。「どうせこれ以上ひどくなることはないのだから、なにも怖くない」となったときに、刑務官に襲いかかる、受刑者相互で殺し合いになる、という懸念を表明されていました。しかし、ルーシオ上院議員は「安全が脅かされることはない」「そういう報告は上がって来ていない」と強調していました。実際、終身刑の受刑者が刑務官に襲いかかったり殺人が起こったという報告は現実にはありません。しかしあとで出てきますが、テキサスの刑務所の副所長は「すごく難しいんです」とやはり強調しておられました。

次に弁護人の立場で見た場合ですが、終身刑であればあとで無罪の人を救い出せる可能性があるとして、上院議員のサポートをしている方がおっしゃっていました。これも非常に重要な点です。

また、テキサス州で法改正が実現した現実的な理由としては、これが一番大きな理由であるようなのですが、イノセンス・プロジェクトやDNA鑑定によって無罪が明らかになって社会復帰してくる人たちがいる。そういう可能性があるからスーパー・デュープロセス、徹底した手続の保障が求められていると思うが、それには時間とコストがかかると。1992年に死刑の執行についてスタートから最終的な執行までのあいだの費用を調査したところ230万ドルかかるという結果が出ました。単純にゼロを2つつけると2億3000万円になってしまうんですよ。250の郡があり、その中で州の負担分、郡の負担分とありますが、小さな郡であると費用負担が大きくて経済が成り立たないと言っていました。だったら40年間拘束する終身刑の方が安上がりだ、これが

現実的な理由として挙げられていました。さらに、出てこれないという保証があれば、必ずしも死刑にしなくてもいいという議論に繋がっていったようです。ですから死刑と通常の無期のあいだに選択肢としての終身刑を置こうとして実現せず、最終的な立法として実現したのは、仮釈放のある無期刑をカットするという中で、初めて終身刑の導入に成功したということでした。

4、もっと議論を

次は検事の話です。テキサス州全体で156人執行されている中で、ハリス郡では37人も執行されています。死刑の地と言われていたそうなんですけど、ところが絶対的終身刑の導入以来、大きな変化が生じたと言っていました。導入前の平均が11件だったとすると、導入後は2.3件になった。検察官自身が死刑を求刑しないですむようになってきているということです。簡単に言うと、外に出てくる可能性がないということであれば、死刑を求刑する必要がなくなったと言っていました。ロー・ウィルソンさんという方は紳士で上品な感じの方ですが、言っている中身は厳しい。仮釈放のある通常の無期刑の場合、検察官は死刑を求刑せざるを得ない。しかし仮釈放のない終身刑になれば社会に出てこないから、高いコストをかけて死刑を求刑しなくてもいい、という言い方です。選挙民の理解を得られるわけです。

今度は実際、受け入れている刑務所の側です。この刑務所の中には、仮釈放のない終身刑の人たちが12人いるということでした。中はとても広くて、工場もあります。刑務所の工場作業に必要なトラックや、荷物を運ぶのに必要なトラックの運転も受刑者が行うということでした。受刑者が運転するトラックの後ろを刑務所の人々が車でついていく。刑務所の外にも施設があり、そこでの交流も許しています。処遇にはG1からG5まで5段階のレベルがあり、開放的な処遇もなされているようです。それなりに広くて明るい刑務所ではあるのですが、そのなかに終身刑の人も12人いる。ここは日本と言いが同じでしたが、「受刑者には正しい行動をするための動機づけが与えられなければならない。だけど、終身刑の人たちには動機づけが働かないんだ」ということでした。いずれ外に出られるということがないと、正しい行動をしようという気にならない。そういう人たちをどう処遇するのか。隣の刑務所で3年前に逃走を試みた受刑者がいたそうですが、5人中、4人は終身刑の人たちだったと言っていました。職員の立場からすれば、やはり管理は非常に難しい。それを強調しているんですね。上院議員は、「問題があったという報告はない」「刑務所の中で危険なことが起こったという報告はない」と言っているのですが、少なくとも処遇は困難であるという意見もありました。

終身刑受刑者の処遇ですが、まず10年間はG3なんだということでした。G3というのは、「寮は許

されておらず、二人収容の監房に入るのが原則」というグレードです。その後、寮に入れる G2 になるということです。G2 は、所内のどこで働くことも可能だが、所外での処遇は駄目というグレード。終身刑も一般の受刑者と一緒の処遇なんです。二人収容の監房に入る。そして一定の仕事にしかつけない。中級クラスの拘禁レベルで、逃げたとしてもこれ以上重い刑罰にはならないと。ただ、終身刑が導入された 2005 年から 7 年間しか経ってないので、どういう弊害が出て来るか、精神的な疾患がどう出て来るかとか、そういうことについてはまだ情報の把握がないということでした。

いずれ日弁連としては今回のこの調査の詳細な報告書をまとめる予定です。できるだけ多くの皆さんに見てもらいたいし、終身刑に賛成反対、様々な立場の方がおられると思いますが、良いにせよ悪いにせよ、とにかく議論したい。その時に日弁連としては終身刑の議論だけではなくて、死刑廃止についても合わせて議論してもらいたいということを言っていくことになると思います。ですから、船山先生のような、死刑の廃止がまずとにかく行わなければいけないという議論ももちろん大歓迎ですし、いろんな立場からおっしゃっていただければと思います。

朝日新聞編集委員の野呂雅之さんが社説を書いておられます(3月28日社説余滴「テキサスで死刑を考えた」)。非常によく見ていらっしゃるなと思います。ここに「日弁連は死刑を廃止し、そのかわりに終身刑を導入するよう求めている」。「ただ、当面は死刑と無期懲役の間に終身刑を導入し、量刑の選択肢を増やすのが現実的だろう」。これが野呂さんのご意見のようです。テキサス州ではこれはまさに 1999 年の当初の考え方だったのかもしれませんが。ただ、現実導入のときにはそれも難しかった。とにかく日弁連としては議論は大歓迎ですから、これから活発な議論をしたいと思っておりますし、死刑廃止フォーラムの皆さんとも活発な議論をしていければと思います。どうもありがとうございました。

死刑が減った複合的な原因とは

龍谷大学教授・弁護士・石塚伸一

1、テキサス死刑廃止連盟総会

こんにちは。わたくしは、テキサスには 2013 年 2 月 22 日の夜に入り、まず、翌 23 日の死刑廃止連盟の年次総会に出席しました。連盟の代表は、かつてイラクに派兵された元軍人で、名誉勲章をもらった人でした。メディアでも帰還兵が死刑廃止運動に参加している、ということで注目を集めていました。彼は、実際に戦いに参加し、「自分も沢山の人を殺した」ことから、「人の命は大切だ」ということを身をもって感じたそうです。退役後、全米の死刑廃止運動の本部でトレーニングを受けて、テキサスに

派遣されました。一人ひとりと丁寧に話し、人びとが手をつないでいったそうです。その結果、この年次総会にこれだけたくさん人が集まるようになりました。これは、彼の努力の賜物だということで、表彰されました。テレビや新聞も来ていました。

ゲストとして、テキサスで活動をしている弁護士が招かれていました。その方は、死刑廃止の運動をやっているわけではなく、死刑事件における公正で適正な弁護を保証するために活動していました。現実にテキサスでは、死刑事件でもひどい弁護が行われているということで、弁護の水準を少しでも引き上げようと提案していました。チェック項目には驚くようなものもあり、弁護士が飲酒せずに公判に来たか、何回接見に来たか、きちんと被告人の言い分を聞いてくれたか、などというものもあるそうです。実際、アメリカでは死刑事件でも冤罪が多く、ここ 20 年弱の間に約 300 人の死刑確定者・終身刑受刑者の雪冤が晴れて釈放されています。たとえば、死刑存置州であるイリノイ州知事ライアン(当時)は、「司法がこんな状態では、死刑は言い渡せない」ということで、約 160 人の被収容者に恩赦を言い渡し、死刑は無期に、冤罪だと思われる人については即時に釈放しました。このようにアメリカの中でも、死刑事件の弁護過誤が大きな問題になっています。

アメリカ法曹協会は、死刑弁護のミニマム・スタンダード(最低基準)を作成し、そのガイドラインに従うことや、死刑事件の公設弁護人が 2 人のうち少なくとも 1 人は死刑弁護経験者にしようとか、飲酒せずに弁護活動をしようとか、このスタンダードに従った弁護をもとめています。

そこで、「私は死刑廃止論者です」と言わないで運動しましょう」という提案が出てくるのです。テキサスでは「私は死刑廃止論者です」と言うと、相手は引きません。「この人は死刑廃止論者だから、結局、運動に巻き込もうとするだろう」と思われてしまうのです。このような文脈で「終身刑を入れたらどうですか?」と言ってみても、「どうせ、最後は死刑を廃止しようというんでしょ」と思われる。結局、親身になって話を聞いてくれない。運動をするのだから、きちんと戦術・戦略を考えて行動し、発言しなければ、運動は自己満足に終わってしまうというのです。

死刑廃止運動の人は、「死刑廃止っばい」格好をし、いかにもという表情をしている。これでは、人間の輪は広がらないというのです。アメリカの政治は、共和党と民主党の二大政党制の下で展開されています。本気で法律を通そうとするなら、片方の支持だけでは実現しません。対立政党の議員の何パーセントかは味方になってもらわないといけません。だから、提案が政党対政党の構図にならないように、「斜めに切る」ような運動をしていかなないと多数は取れないというのです。

こと刑事司法にかんしていえば、テキサスは、おそらくアメリカの中で最悪の州のひとつでしょう。

受刑者の処遇についても、死刑についても最悪の状態です。ものすごく保守的です。今回の視察では、日本よりも処遇環境が劣悪な刑務所を見てきました。しかし、このような環境でも、具体的に良くなる動きがある。何故でしょう。それが分かれば、わたくしたちがこれからいろんなことを考えていく上で非常に助けになる。死刑存置州であるテキサスで現状を改革するための努力が行われている。たしかに、死刑廃止運動の人たちは少数派かもしれないけれど、現に存在している。弁護の水準が悪かったら、それを少しでも良くしていこうという努力をしている人たちがいる。彼らは、どのような苦勞をしているのか。むしろ、日本よりもテキサスの方が状況は厳しいかもしれません。しかし、そういうところで活動している人たちの苦勞話を聞いてみると、「ニコニコやりましょう」とか、「仲良くやりましょう」とか、そんな言葉に励まされる。わたくしたちは、知らず知らずのうちに、何か、上から目線で人びとと接するようになってしまっていないか。この「分かりやすい」というフレーズは、とても示唆に富むものでした。

2、議会と裁判のシステム

ルーシオさんという上院議員にお会いしました。テキサス州議会には上院と下院がありますが、議会は2年に1回、3月から5月までの3ヵ月しか開かれませんが、「2年分の予算を決めて、法案についてはそのときに集中審議をする。それ以外のときにきちんとロビー活動をして、法案が通るように準備をする」とのこと。だから、ルーシオさんも終身刑導入法案を2年ごとに準備をし、通すための努力をされてきたわけです。

つぎに、裁判構造についてですが、多くの刑事事件の第1次管轄は、郡(County)の裁判所にあります。テキサスは全米でもっとも多く郡があり、254の郡があり、その一つひとつに裁判所があります。陪審員の評決が出て、判決が言い渡され、上訴がなければ判決は確定です。不服があれば控訴院(Court of Appeal)に控訴します。テキサスは1919年に世界の“国”で初めて刑事専門の上訴院を作ったと自賛しています。控訴院の判断がテキサス州憲法に違反しているときには上告し、最高裁で審理されます。州の司法手続をすべて用いたが、それでもなお不服があり、アメリカ合衆国憲法に違反している場合には、連邦の最高裁判所に上告することができます。このほかにも、テキサス州とアラバマ州という二つの州にまたがって犯罪が行われたような場合、連邦の刑事法に違反している場合については、最初から連邦事件として、連邦地方裁判所で審理されます。この場合の不服申し立ては、連邦の控訴巡回裁判所院への控訴ということになります。さらなる非常救済の方法としては、人身保護令状、ハイビラス・コーパス(habeas corpus)令状を請求し、拘禁者と被拘禁者が裁判所に出頭し、拘禁が不当なものであれば、拘束を解くという制度があります。これが、実

質的な再審請求として機能する場合もすくなくありません。

たとえば、ある郡で死刑に相当する殺人事件が起きたとします。一般には、まず郡で裁判しないとならない。そこでの裁判が、検察官・裁判官・弁護人・被告人という登場人物で行われるという基本構造は変わりません。さらに、陪審員を選ぶために候補者が召還されます。起訴するか否かは、大陪審で決定されます。さらに起訴されることになると、12人の陪審員が選任されます。彼らは通常事件では有罪無罪だけを判断し、量刑については裁判官が行います。ただし、死刑事件だけは、量刑に陪審員が関与しなければならないというのが連邦最高裁判所の立場です。テキサスでは、有罪無罪と死刑量刑を同じ陪審員が判断することになっているので、12人の陪審員を選ぶために多くの候補者を召還しなければなりません。254の郡に全部このセットがあります。死刑事件がコスト高だという原因のひとつは、この司法制度にあります。他のアメリカの諸州も、基本的に同じです。住民が数千人程度の小さな郡でこのシステムを維持するのは大変です。陪審員にも日当を払わなければなりませんから、すごくお金がかかる。

また、「アメリカの民主主義」は司法にも及んでいます。裁判官や検察官は、地域住民の選挙で選びます。テキサスでは、各郡に最低4人で構成される「4人委員会」があって自治を運営しています。この委員会の長は、ジャッジ(裁判官)です。彼らは、有権者の支持を得るためにさまざまな配慮をします。つぎの選挙でも自分を選んでくれるかどうかを常に意識して活動します。ですから、世論が死刑廃止の方向に流れれば、彼らも選挙の時には「死刑廃止です」と主張します。重罰に振ればそちらに揺れます。これがアメリカン・デモクラシーである。したがって、政策の振れ幅も大きいわけです。

3、死刑裁判とコスト

死刑事件では、公設弁護人は最低2人つけないといけない決まりです。それぞれの弁護人の経費の上限は約3000万円です。死刑事件ともなると時間もかかり、鑑定人や証人の費用、弁護士の働いた時間に応じた報酬、訴訟活動の準備のための調査費用など、すぐに上限の3000万円に達してしまいます。弁護人が2人だと約6000万円。住民の少ない小さな郡では、この高額な訴訟費用は大きな負担です。道路を修繕したり、学校を建てたり、公務員の給料を払ったりなど、一般会計にも重大な影響が及びます。ある郡では、死刑事件の費用が払えず、弁護人への支払いを次の年度に猶予してもらったような例もあるようです。

このような事情ですから、台所事情からすれば、検察官にはそう簡単に死刑事件として起訴してほしくないわけです。関係者としても、死刑事件は立証に手間もかかるし、審理も慎重でなければならない。ひとつの死刑事件をフルコースで争えば、5回も、

6回も裁判をしなければならない。その都度、お金が必要になるという仕組みです。

どうやらこうやら死刑判決に到達し、確定したとしましょう。つぎは、前述のヘイビアス・コーパスです。多くの死刑確定者は、弁護士を付けてこれを請求し、却下されれば上訴します。州が駄目なら連邦のヘイビアス・コーパスです。この手続きは、他に救済手続がないことが条件になりますから（補充性）、州の救済手続がなくなった段階ではじめて連邦に申し出ることができます。さらに執行の期日を決定するためには公聴会が開かれます。

わたくしたちが訪問した日にこの手続きの結論が出たという記事が新聞に掲載されていました。4月27日に死刑が執行されるはずだった人が、冤罪の可能性があると主張し、裁判所は「まだ証拠調べの手続が必要だ」ということで執行を延期させました。通常、こうした手続が5、6回繰り返され、さらにそのそれぞれの手続に違法があると、今度は「憲法違反だ」ということで上訴が繰り返されます。ある試算では、一人の執行まで平均2億5000万円の費用がかかるようです。これは、タックスペイヤー（納税者）としての住民や市民にとって堪え難い状況です。だからアメリカでは死刑のコストの問題が重大な論点になるのです。

4. テキサスの終身刑法案～いわゆる「ルーシオ法案」

ルーシオ法案では、たとえば、殺人事件に関して、死刑しか法定されていない第一級の殺人罪と無期刑が法定されている第二級の殺人罪があるとします。被疑者が否認している場合、第一級で起訴するか、それとも、第二級で起訴するかは、検察官の裁量に委ねられています。検察官が、弁護人に「被疑者が否認する以上、第一級で死刑を求めていく」と言っただとします。弁護人にしてみれば、依頼人のためにも、自分のためにも、死刑事件はなんとか避けたいと思います。そこで司法取引が行われることとなります。無期懲役の場合は、死ぬまで、一生涯刑務所に入るわけではありません。最低拘禁期間（tariff）、すなわち、その人の犯した罪に対する応報に相当する期間は、拘禁しておかなければなりません、この期間が経過すれば仮釈放が可能です。

テキサス州では、最初、最低拘禁期間は20年でした。ところが、刑務所の過剰収容の問題となり、早期に釈放するために15年になりました。しかし、その後、子どもに対するわいせつ事件とか重大な犯罪がセンセーショナルに報じられ、重罰化が進んで、これが30年に延長され、直近では40年にまでなりました。こうなると、一生涯拘禁されるといってもいいのですが、一縷の仮釈放の可能性は残っていました。

このような状況の中でルーシオ議員が提案したのが、「死刑・終身刑・無期刑」という3種類の刑罰の併用案です。ところがこれには検察官が強硬に反対しました。そこで、2005年の法案では無期刑をなくし、死刑か、終身刑かの二者択一にしました。

これなら検察官は、「陪審員の皆さん。たしかに、被告人は危険な犯罪者で、現実には人を殺しています。しかし、死刑によって命を奪うことは我々の望むところではありません。そこで、社会にとって危険な彼が、確実に一生涯刑務所から出てくることのできない終身刑にしてはどうでしょうか」と言えます。終身刑なら、社会の安全も守れるし、人を殺すことへの良心の呵責も避けることができます。そして、財政的にも莫大な費用のかかる死刑裁判手続、いわゆるスーパー・デュープロセス（super due process）を回避できるのです。検察官が選挙で選ばれるテキサス州では、治安を維持し、かつ、税制コストを削減した有能な検事としてアピールできるわけです。全米で終身刑のない州は、テキサスとアラスカぐらいになっていましたから、民主党だけでなく、共和党の一部も賛成し、終身刑法が成立しました。まさに、立法は妥協です。多数派を形成できなければ法律にはなりません。

さて、終身刑導入案が通り、めでたしめでたしということになればよかったです。事態はそう簡単ではありませんでした。たしかに、数字の上では、死刑が減った、正確には増えていないのですが、新たな問題が生じています。すなわち、前述でいえば第二級の殺人罪に当たるような罪にも終身刑を導入しようとする動きが出てきています。従来なら、無期刑であったような犯罪類型に新たに終身刑を法定して重罰化する。リベラル派からは、「無期刑だった人が終身刑になる」と批判されています。死の結果を伴わない子どもに対する性的暴行などでこのような動きがあるそうです。今後どうなるかは分かりませんが、終身刑を導入する際には、頭に入れておくべきことでしょう。

5. 検察官の思惑、弁護士の思惑

つぎに、ハリス郡ヒューストンの次席検事のところに行きました。上述の重罰化とも絡んで、後藤真人弁護士（大阪弁護士会）が鋭い質問をしました。すなわち、「死刑・無期の選択が、死刑と終身刑の選択になったことで、検察官は、これまで第一級殺人で起訴することを躊躇していた事件まで、第一級で起訴し、弁護側に否認すると死刑を求刑するぞと脅し、司法取引で終身刑にしてしまうケースもあるのではないか」という疑問です。答弁取引のある米国では、交渉の出発点を重くすることで、弁護人が不利な立場に追い込まれ、第一級殺人罪での有罪に同意し、量刑で終身刑をとらざるをえなくなるのではないかという、きわめて実務的な鋭い指摘です。答えは明解で、「確実に楽になった」とハリス郡検事は言いました。ただし、検察官の立場からは、終身刑というオプションができたことによって、訴訟手続も迅速になり楽になったという側面もある。しかし、これは終身刑が入ったというだけでなく、「わたしたちの交渉が巧みになったのだ」と言います。検察官にしてみれば、「わたしは、被告人を第一級殺人で起訴し、危険な犯人の生命を奪うことなく、

一生刑務所に入れることによって、社会の治安を守り、かつコストの面でも安くあげた。どうぞ、わたしに投票してください」というわけです。なかなか説得力があります。

しかし反面で、実際は冤罪であっても、「生命が確実に助かるなら」という理由で有罪を認めてしまうこともあるかもしれません。一か八かで無罪を主張するより、着実に終身刑をとろうという戦術です。しかし、これでは誤判の可能性が高まります。このことも、頭に入れておかなければなりません。

その翌日、元刑務所長（現博物館長）に案内していただき、刑務所博物館を見学しました。多くの執行を指揮した元所長は、死刑執行の時のサインは、「こうやってメガネを触るんです」と言って、眼鏡を取るような仕草をしました。電気椅子も展示されていました。執行方法は、最初はガス室、その後が電気椅子、そして最新が3種類の薬物を混合する注射です。ただし、最近、ヨーロッパの製薬会社が死刑には協力できないということで、薬剤の輸出を規制したので、現在は、1種類になっています。1種類になってから、苦しむ時間がすこし長くなったそうです。

その後、刑務所の元収容者を埋葬する墓地にいきます。800人以上の人が獄中で亡くなってここに埋葬されています。白い墓標が延々と続いています。そして、つぎに埋葬される予定の人のお墓も準備されていました。これは、ショックでした。

6、おわりに

今回は「テキサスで死刑は減ったのか」「減ったとしたら何故減ったのか」ということを調査に行ったわけです。長い眼で見れば、だんだん執行数は減っているということは言えます。しかし、2005年にルーシオ法案が通って終身刑が入ったから急激に減ったというわけではありません。状況は、もっと複雑です。

アメリカ全体でみれば、死刑は、宣告も、執行もその数は減っています。非常に高コストなので、郡で死刑言い渡しが抑制される傾向にあるといえます。さらには、全米でインノセンス・プロジェクトという死刑冤罪救済運動が始まり、DNA鑑定が再

審の証拠として認められるようになって、死刑冤罪が急増したことも影響しています。弁護士会内部でも死刑裁判の公正性と適法性を調査するモラトリアム・プロジェクトが始まりました。連邦最高裁も、知的障がいの人や少年への死刑に消極的な判断を示しています。これらの動きが、ボディブローのように効いて、死刑の判決や執行が減りはじめていえるでしょう。そして、各州も、死刑に抑制的になりはじめています。

しかし、また多くの州が死刑を存置しているのを見ても分かるように、とりわけ、テキサス調査からは、「死刑は存置すべきだ」と考えている人たちがまだたくさんいることも確かです。その人たちは、死刑の廃止に向けてすぐに投票してくれといってもしてくれません。しかし、「終身刑を導入する」ということについては支持してくれる人もいます。人の投票行動は、矛盾に満ちています。自分が人の命を奪うのは嫌だけれども、社会の安全のためにはしようがないと考えている。「社会の安全を守るような方法を考えてみますから」「廃止しようとは思いませんから、少し減らしてみようと思いませんか?」という問いかけをして、アメリカは成功しつつあるのです。

さて、わたしたちが最初に立てた「終身刑が導入されたから死刑が減ったんじゃないか」という命題の真偽は、そんなに簡単には答えが出なさそうです。テキサスで急に人々が人道的になったわけでもない。死刑はコスト高であるということは明らかになった。弁護人と検察官の司法取引によって状況が変わってきている。終身刑法ができて、突然、変わるというのではなく、実践の枠組みが変わると、その中で少しずつ変化し、相互に作用しながら、複合的な要素が絡み合いながら、数字として変化するというのが実態のようです。今回のテキサス調査は、この複合的な変容の謎を解き明かす入り口になったと思います。

死刑日録

- 3月28日 住田紘一さんが控訴取り下げ、死刑確定（広島拘置所）
- 4月26日 谷垣禎一法相は、東京拘置所で宮城吉英、濱崎勝次さんの死刑を執行
- 4月26日 大阪高裁（米山正明裁判長）は藤城康孝さんの控訴を棄却、死刑判決
- 6月7日 最高裁第二小法廷（千葉勝

- 美裁判長）は山田健一郎さんの上告棄却 死刑確定へ（確定者135人）
- 6月11日 東京地裁（平木正洋裁判長）は浅山克己さんに死刑判決
- 6月14日 長崎地裁（重富朗裁判長）は筒井郷太さんに死刑判決
- 6月20日 東京高等裁判所（村瀬均裁判長）は1審の裁判員裁判で死刑判決をうけた伊能和夫さんに無期懲役判決。判決では、「被害者は1人で、前科を除いて検討すると死刑が相当だ」とは言い難いうえ、前

- 科も夫婦げんかの末の無理心中で強盗殺人とは性質が違う。1審は前科を重視しすぎて誤りだ」として1審の死刑を取り消した。裁判員裁判での死刑判決が取り消されたのは初めて。
- 6月23日 死刑確定者・綿引誠さんが東京拘置所で死去。享年74歳。くも膜下出血で6月上旬に倒れ、治療中だったという。

死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

2012年の死刑判決と死刑執行

アムネスティ・インターナショナル報告書より

※死刑廃止へ向かう世界の動向

- G8国で死刑執行したのは、日本と米国のみ
- 国連加盟国 193カ国のうち 174カ国で死刑執行なし
- 米国は、南北アメリカで唯一の死刑執行国
- ベラルーシは、ヨーロッパと中央アジアで唯一の死刑執行国
- アフリカ連合 54カ国中死刑執行は 5カ国のみ、37カ国は法律上 or 事実上死刑を廃止
- アラブ連合 21加盟国のうち 7カ国で死刑を執行
- ASEANでは 10加盟国のうちのいずれも死刑執行はなし

アムネスティの調べでは、2012年に死刑を執行した国は 21カ国、件数は 682件であった。これは 2011年（21カ国、680件）とほぼ同数である。この 682件には、中国の数万件にのぼると言われる死刑執行は含まれていない。確認されている死刑執行数では、イラン、イラク、サウジアラビアの 3カ国で総数の 4分の 3に達している。

2012年に 58カ国で少なくとも 1722人が死刑宣告を受けた模様だ。これはアムネスティが確認できた最小推定値だが、世界 63カ国で少なくとも 1923人が死刑宣告を受けた 2011年に比べ大幅な減少である。2012年末時点で世界中に少なくとも 2万 3386人の死刑囚がいる。これはアムネスティが各国から入手した数字を基にした最小推定値である。

死刑廃止に向けた前進は世界の全地域で見られた。米国は南北アメリカで唯一の死刑執行国だが、州単位で見ると 2011年には 13州で執行があったのに、2012年には 9州に減少した。コネチカット州は 4月に 17番目の死刑廃止州となった。また、全米で宣告された死刑判決は 12州であった。2013年にはメリーランド州が 18番目の死刑廃止州になる。

南アジアでは、日本、台湾など数カ国で死刑執行再開などの退行的な動きがあったが、一方ベトナムでは死刑判決をくみず、シンガポールも死刑の法律の改正をしているため執行停止を順守している。

サハラ以南のアフリカでは死刑廃止へのさらなる進展があった。ベナンでは、死刑関連の条項を撤廃する立法的措置を取った。ガーナでは、新憲法で死刑を廃止する計画だ。シエラレオネでは、ついに死刑囚がいなくなった。

死刑執行には以下の方法が使用された。

- ・ 斬首：サウジアラビア

- ・ 絞首：日本、アフガニスタン、バングラデシュ、ボツワナ、インド、イラク、イラン、パキスタン、パレスチナ自治政府、南スーダン、スーダン
- ・ 致死薬注射：米国、中国
- ・ 銃殺：ベラルーシ、中国、ガンビア、朝鮮民主主義人民共和国、パレスチナ自治政府、ソマリア、台湾、アラブ首長国連邦、イエメン

※東アジア（大韓民国・台湾・日本）の情勢について

【大韓民国】

大韓民国では 2つの死刑宣告がなされ、年末までに 63人が死刑囚として残った。5月に国会が休会したことで、2008年、2009年、2010年に国会で導入された死刑廃止 3法案の期限が切れた。10月 25日の国連の普遍的定期審査で、韓国政府は刑事訴訟法の修正に関する特別文化委員会（法務大臣の諮問機関）を通じて、死刑を含む法律を改正する必要性を検討すると述べた。そのため、死刑廃止条約（国際規約第 2 選択議定書）の批准が困難であるとも述べた。

【台湾】

台湾では 12月 21日に 6人の死刑執行が行われ、7件の死刑判決が出た。年末の時点で 120人の死刑囚のうち 55人の上告の道が途絶え、刑が執行される可能性が高まった。家族は死刑執行の前に知らされることはなく、執行された事実は遺体安置所から遺体を引き取るときに初めてわかる。台湾総統の死刑廃止の約束を守るよう国内外が要請していることに対して、林永樂外交部長は台湾の台北タイムズに対し、政府はそのような言質を与えたことはないと言った。

【日本】

日本では 20ヵ月間なかった死刑の執行が 2012年 3月 29日に再開され、3人が処刑された。当時の小川敏夫法務大臣は、死刑の執行は法相の「職責」だと述べ、執行に踏み切った。2012年中に男性 6人と女性 1人の死刑が執行され、新たに 3人が死刑判決を受けた。2012年末の確定死刑囚は 133人だった。

2012年 10月 31日、国連人権理事会による普遍的定期審査で、日本政府は、「国民の大多数が極めて凶悪な犯罪に対しては死刑もやむを得ないと考えており、こうした犯罪があつてを絶たないため死刑を直ちに廃止することは適当ではない」と述べた。「死刑囚を 24時間独房に拘禁することは法の定める人権侵害には当たらず、この処遇は本人の情緒の安定を確保するための措置である」と述べ

た。人権理事会から日本に対してなされた勧告は、死刑廃止条約（国際規約第2 選択議定書）の批准、各利害関係者の意見を踏まえた死刑制度に関する国民的議論の促進、死刑の廃止または死刑執行の停止（モラトリアム）、自由を奪われた被拘禁者に対する「代用監獄制度」（警察が囚人の身柄を最長23 日間拘束できる制度）の見直し、等だ。日本政府は、これらの勧告内容を検討し、2013 年3 月の

第22 回会期までに受け入れるか否かを表明することに同意した。

〈日本は3 月、国連人権理事会に対して「人権侵害救済機関」（国内人権機関）の設置勧告を受け入れた以外、他のこと全て（死刑制度に関すること、代用監獄に関すること等）に関して受け入れを拒否した〉

（可知亮）

『銀幕のなかの死刑』を刊行

京都にんじんの会では昨年4 月、死刑映画週間を実施、4 本の映画の上映とトークショーを7 日間行いました。トークショーは映画上映後、時間を気にすることなく行われ、それぞれ充実したものとなりました。

初日は「死刑弁護人」の全国初上映で入場できない人が出るくらい盛況でした。齊藤潤一監督と安田好弘弁護士の2 人に、この映画が作られるまでのお話をいただきました。「サルバドールの朝」は鶴飼哲・石塚伸一さん、「私たちの幸せな時間」はベヨンミ・岡真理さん、「少年死刑囚」は高山佳奈子・池田浩士さんが、それぞれ力のこもったお

話をしてくださいました。この記録を放置するのはあまりにも惜しいということで、京都にんじんの会として1 年がかりで講演録を完成させました。

世界初めての死刑映画作品のリストも作りました。7 月10 日発売、A5 判136 頁、1200 円プラス税。発行はインパクト出版会です。

ぜひお買い求め下さい。

（死刑廃止・京都にんじんの会）



ブックレビュー

『GHQ 文書が語る日本の死刑執行 公文書から迫る絞首刑の実態』（永田憲史著）

1948 年から51 年3 月までの占領期日本の死刑執行記録を GHQ が提出させ、保管していた。著者はマイクロフィッシュで国会図書館に保存されていたこの記録を発掘する。発見された死刑執行始末書46 人分には本籍から判決日、事件内容、接見者の有無や本

人の気持ち、辞世、執行日時、要した時間なども記されている。

執行された年齢を見ると圧倒的に20 代が多い。事件発生の年月は記載されていないが51 年までの執行が記録されていて一審判決から執行まで3 年未満がほとんどであり、その早さにおどろかされる。また外国人への死刑判決に対して SCAP が審査したケースも記載されている。裁判の公正さを疑っていたからだろう。戦争で多くの若者を

失った直後の時代にもかかわらず、この国は命を軽んじ続けていたのである。

〔現代人文社、定価 1900 円＋税〕
『冤罪ファイル』19 号

毎号冤罪告発記事満載の必携誌。死刑関連では、免田栄さんへの長時間インタビュー、和歌山カレー事件、飯塚事件死後再審、そして巻頭の齊藤潤一監督インタビューが必読である。

〔税込 450 円〕

響かせ合おう死刑廃止の声 2013

10 月12 日（土）四谷区民ホール

元冤罪死刑囚から聞く＝免田栄

朗読「死刑囚からの手紙」と講演＝田口ランディ

大道寺幸子基金応募作品講評シンポジウム

池田浩士・加賀乙彦・川村湊・香山リカ・北川フラム・坂上香・太田昌国

第9 回死刑廃止のための大道寺幸子基金応募作品の展示

終了後、新宿方面へ向けてデモを行う予定

世界死刑廃止デーである10 月10 日周辺の日、「響かせ合おう死刑廃止の声」を行って今年で9 年になります。今年は上記のような企画を準備しています。ぜひ四谷区民ホールへお集りください。

主催・死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90

死刑弁護人&約束 上映日程

『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先: 合同会社 東風 TEL: 03-5919-1542

◆「死刑弁護人」自主上映

2013年12月28日(土)

上映時刻: 10:00 ~ , 14:00 ~

地域: 栃木県宇都宮市

会場: とちぎ福祉プラザ・多目的ホール

主催: One's Cinema TEL: 070-5011-1951

◆「約束」劇場公開

【札幌・シアターキノ 再上映】

6月29日~7月5日

TEL: 011-231-9355

【広島・シネマ尾道】

7月6~12日

TEL: 0848-24-8222

【愛媛・シネマルナティック】

7月13~19日

TEL: 089-933-9240

【大分・別府ブルーバード劇場】

8月3~23日

TEL: 0977-21-1192

◆「約束」自主上映

◎7月26日(金)

上映時刻: 14:30/18:30

地域: 奈良県奈良市

会場: ならまちセンター 市民ホール

主催: 映画「約束」上映実行委員会 TEL: 0742-26-5338

◎8月11日(日)

上映時刻: 10:00/13:30

地域: 北海道旭川市

会場: 旭川市民文化会館 小ホール

主催: 旭川弁護士会 TEL: 0166-51-9527

◎9月28日(土)

上映時刻: 10:00/14:00

地域: 栃木県宇都宮市

会場: とちぎ福祉プラザ

主催: One's Cinema TEL: 070-5011-1951

◎10月3日(木)

上映時刻: 14:30/18:30

地域: 千葉県千葉市

会場: 千葉市民会館 小ホール

主催: 日本国民救援会 千葉支部 TEL: 043-224-7366

◎10月5日(土)

上映時刻: 10:30/14:00/17:30

地域: 千葉県柏市

会場: アミュゼ柏 プラザ

主催: 約束 上映実行委員会 TEL: 047-145-1291

◎10月19日(土)

上映時刻: 10:00/12:30

地域: 千葉県山武市

会場: のぎくプラザホール

主催: 国民救援会 九十九里支部 TEL: 080-5692-1944

インフォメーション

◎永山則夫さんの残したもの

《永山則夫の残したものを、見て、考える会第3回》

トークゲスト・井口時男さん(文芸評論家) 玉川薫さん(小樽市立文学館副館長)

トーク・閲覧 6月29日(土曜日) 13時~17時

交流会 17時15分~18時30分

会場・いのちのギャラリー 定員 25名

申し込み・いのちのギャラリー(東京都北区志茂)

資料提供・協力 永山子ども基金

問合せ・申し込み FAX 03-6454-4397

◎直ちに再審開始を求める 6.30 清水集会

6月30日(日) 13時20分~16時

会場・清水テルサ 6階研修室

ゲスト・青木理

報告・田中薫弁護士

参加費・500円

主催・袴田巖さんを支援する清水・静岡市民の会

◎朴秉植さん高貞元さん講演

広島 7月13日(土) 13時30分~17時

「死刑を考える日」

「赦し その遥かなる道」上映

お話・高貞元さん

講演・朴秉植教授

会場・広島 YMCA 2号館 コンベンションホール

入場無料

主催・広島弁護士会 082-228-0230

広島 7月14日(日) 13:00~15:30

朴秉植さん・高貞元さんを囲む会

『「赦し」その後……死刑を止めた国・韓国』

場所・広島市男女共同参画センター(ゆいぽーと)

参加費・700円(お茶菓子付)

主催・「いのちと平和」を死刑映画から考える会

共催・わたしたちの性と生を語る会・広島、アムネス

ティひろしまグループ

問い合わせ: 090-8069-9370

大阪 7月15日(月休日) 13時30分~

死刑を止めた国・韓国—韓国はなぜ死刑執行を停止することができたのか

講演・朴秉植さん(東国大学教授)

ゲスト・高貞元さん(3人の身内を殺害された被害者

遺族、死刑廃止を訴えている)

会場・エルおおさか 1023号室

参加費・800円(学生500円)

問合せ・shihaiamnesty@yahoo.co.jp

共催・アムネスティ日本・死刑廃止フォーラム in おお

さか

◎和歌山カレー事件から15年 林眞須美さんは、獄中から無実を訴え続けています!!

「死刑弁護人」クルーがみた和歌山カレー事件

7月20日(土) 11時半開場 16時半終了予定

会場・御堂会館〔難波別院(南御堂)〕

12時~映画上映

14時~対談: 監督 & カメラマン

挨拶・鈴木邦男さん(林眞須美さんを支援する会代表)

報告・和歌山カレー事件再審弁護団

資料代: 800円

主催・和歌山カレー事件を考える人々の集い

問い合わせ・永井(090-1711-0710)

◎ドキュメンタリー『DNA鑑定の呪縛』(50分、毎日放送〈映像09〉)

7月20日(土) 19時~

プロデューサー・ディレクター 里見繁さんのお話

テアトロ・アビエルト・広島県広島市安佐南区八木9

丁目 10-40 TEL 082-873-6068

参加費・1500円

◎ N から子どもたちへ ペルーの働く子どもたちへ
第 10 回永山子ども基金チャリティトーク & コンサート

7月27日(金) 12時30分開場 13時開演
会場・西片町教会(東京都文京区西片2-18-18)
コンサート・李政美「私たちは幸せになるために生まれてきた」
講演・太田昌国「非寛容な精神は社会をどこへ導くか」

朗読・水野慶子「おせっかいなパチャママ」
作・絵・井江春代、伴奏・笹久保伸
映画・ペルーの働く子どもたち物語V
入場料・前売り2500円、当日3000円、中学生～18歳
1500円
申し込み・nagayama@chehemmi.sakura.ne.jp
主催・永山子ども基金

再審無罪となった元死刑囚が国民年金を受給できる特例法成立

再審無罪となった元死刑囚が国民年金を受給できる特例法が、6月19日の参議院本会議で全会一致により可決・成立した。これにより1983年に確定死刑囚として初めて再審無罪となった免田栄さん、1989年に再審無罪の赤堀政夫さんに年金受給の道が開かれた。

免田さんは1951年に死刑判決が確定、国民年金制度ができた1961年には確定死刑囚として拘禁されていた。長期の身柄拘束期間を通じて、国から年金制度について説明を受けたことは一切なかった。再審無罪が確定して社会にもどった後、年金制度の存在を知り受給資格を求めたが、「保険料を払っていない」として認められなかった。免田さんは、「冤罪によって獄中につながれているときも人間としての人権を奪われ、無罪となった後も多くの面で人権が回復されていない。真の人権回復のひとつとして年金の受給権を保障してほしい」と訴えつづけてきた。冤罪被害者の無年金状態は問題だとして、これまで国会でも取り上げられ、2009年頃からは議員立法による救済の動きが



はじまった。また、日弁連は国に対して「早急に必要措置をとるべき」と警告・警告を行っていた。



免田栄さん夫妻は参議院本会議を傍聴、法案の成立に立ち会った。その後、議員会館で福島みずほ(社民)、草川昭三(公明)、又市征治(社民)、有田芳生(民主)、江田五月(民主)議員へ挨拶廻り。写真は福島みずほ議員と。

き」と警告・警告を行っていた。

特例法では、未払い分の保険料の納付を認め、納付すれば、遡って65歳からの年金相当額が特別給付金として支払われ、その後は通常の年金が支給される。未納分とされる保険料の金額や支給される金額の確定を含め、具体的な運用については、国(厚労省・法務省)と日弁連とで協議されるとのことである。(ふ)

【編集後記】

軻の津ミュージアムで開催されている「極限芸術 死刑囚の表現」は死刑廃止をめぐる動きで今年最大のひとつの「事件」である。

まずネット上で話題となり、NHKや全国紙地元紙各紙に、4、5月には「FLASH」「週刊実話ザ・タブー」「女性セブン」、6月になると「週刊新潮」の福田和也の連載にそれぞれ好意的に紹介された。7月には「美術手帳」にも取り上げられるという。来館者も、カンニング竹山隆範、井浦新、大西信満らが来館。ネット上の番組、都築響一「スナック芸術丸」に2時間にわたって軻の津のキュレーターの櫛野展正さんが登場し、BS-JAPAN「大竹まことの東京オトナイト」で特集

されたりして、来館者数も展覧会開始後44日目の6月9日に3000名を超え、会期も1カ月延長された。6月23日には4000名を超えたという。都築響一、北川フラム、田口ランディ、茂木健一郎のトークショーもそれぞれ全国から駆けつけた参加者で満員御礼の状態だった。

これまで死刑廃止運動の枠内でやっていた死刑囚の絵画作品の展示が、アールブリュットという正規の美術教育の影響から離れたところから描かれる作品の流れに置かれ、受け入れられ、死刑囚の生が身近な存在として未知の人たちに感じらとれていく。この会場で作品と向き合った体験は死刑の問題を鑑賞者に深く刻みこんだに違いない。(F)